

馬場校下町会連合会会則

(名称)

第1条 本会は、馬場校下町会連合会と称し、事務所を馬場文化会館内に置く。

(目的)

第2条 本会は、馬場校下町会相互の親睦と連絡提携を図り、地域住民の福祉の向上と地域の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 校下町会相互の連携・親睦
- (2) 各種団体の振興育成及び連絡提携
- (3) 住民の福祉・環境・衛生の向上
- (4) 安全・安心のまちづくりの推進
- (5) その他必要な事項

(組織)

第4条 本会は、馬場校下の町会をもって組織する。

(総会)

第5条 総会は、毎年度初頭に開催し、臨時総会は必要に応じて会長が招集する。

2 総会の議長は、総会に諮り決定する。

3 総会は、町会長(代理を含む)の三分の二以上の出席をもって成立する。また、役員会

が前年度事業報告・収支決算報告及び当年度事業計画案・収支予算案・人事案等を提案し、出席者の過半数をもって可決とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き、任期は2か年とし、再任を妨げない。

会長 1名 副会長 2名 会計 1名

理事 若干名 会計監査 2名

- 2 本会の役員は、町会長の職にある者もしくは町会長の経験のある者をもって充てる。

(役員会等)

第7条 本会に役員会をおき、会長、副会長、会計で構成し、必要に応じて会長が招集する。

- 2 本会に理事会をおき、会長、副会長、会計、理事で構成し、必要に応じて会長が招集する。
- 3 本会に、必要に応じて委員会を設けることが出来る。委員は町会長または校下住民の中から会長が選任する。

(役員を選出)

第8条 役員を選出は、次の通りとする。

- (1) 会長、副会長及び会計は、総会に諮り決定する。
- (2) 理事及び会計監査は、会長が指名推薦し総会に報告する。
- (3) 役員(会長を除く)が年度途中において事故あるときは、理事会に諮り会長が後任者を指名することが出来る。
- (4) 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条 役員職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理するとともに、金沢市町会連合会理事としての職務に参加する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行するとともに、金沢市町会連合会代議員としての職務に参加する。
- (3) 会計は、本会の収支を担当し、総会において報告する。
- (4) 会計監査は、本会の経理を監査し、総会において報告する。
- (5) 理事会は、総会に付議すべき事項及び本会の運営に必要な事項について審議決

定する。

(顧問、相談役)

第10条 本会に顧問、相談役を置くことができる。顧問、相談役は役員会に諮り、会長が委嘱する。

(報奨)

第11条 本会は、役員及び町会長の職に5か年以上就き退任した者に、報奨として記念品を贈呈する。記念品の額は別に定める。

(経費)

第12条 本会の経費は、各町会の負担金及び寄付金をもって充てる。

(会計)

第13条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(改正)

第14条 本会則の改正は、総会に諮り決定する。

(付 則)

- 1 本会則は、昭和47年5月から施行する。
- 2 本会則の一部改正は、平成3年5月15日から施行する。
- 3 本会則の一部改正は、平成18年4月21日から施行する。
- 4 本会則の一部改正は、平成28年2月8日から施行する。